

【私立幼稚園等性被害防止対策支援事業費補助金 Q&A】

番号	項目	質問	回答
1	総論	本補助事業の内容はどのようなものですか	パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容(教育の実践記録等)の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援するものです。 【補助対象期間】 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで 【補助基準額等】 補助対象経費上限額:1園あたり100,000円 補助率:1/2
2	補助対象	パーテーションや簡易更衣室の活用方法について、どのようなシチュエーションを想定しているのでしょうか。	パーテーションや簡易更衣室については、子供が着替えを行う際に、更衣室の設置や教室を分ける等の対応が困難な施設において、簡易的に設置することで、周囲から子供のプライバシーの保護を図ることを目的としており、必要な場面でご活用ください。なお、パーテーション等については、子供が怪我をしないような物品を購入し、安全に配慮した上で利用していただきますようお願いいたします。
3	補助対象	カメラの性能・機能について、どのようなものを想定しているのでしょうか。	カメラについては、基本的には移動可能なものをご購入いただくことになります。当該カメラは、保護者からの確認依頼等に応えることを目的としており、例えばですが、教員が一人で指導するなどの場面では、他者の監視がない状況が生み出されるため、このような場合に、移動可能なカメラを用いて指導の状況を記録すること等必要な場面でご活用ください。なお、カメラによる記録を行う場合には、以下の点に留意願います。 (留意事項) ・使用方法等を管理者が教職員等に説明、理解を得た上で運用を定めること。 ・事前に保護者への承諾を得ること。 ・カメラや映像データの紛失、漏洩等が起こらないよう、適切な管理を行うこと。
4	補助対象	静止画しかとれないカメラや録画機能が無いカメラは補助対象となりますでしょうか。	静止画のみの記録や録画機能が無いカメラは、性被害が行われていないことを証明するものとしては不十分ですので、対象外です。
5	補助対象	天井カーテン等も補助対象に含まれるのでしょうか。また、天井カーテンを設置するための工事費も対象となるのでしょうか。	天井カーテンについても補助対象となり、工事費等も含めて対象となります。
6	補助対象	既存設備等の改修費については、補助対象に含まれるのでしょうか	既存設備等の改修費については、補助対象外となります。(本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限ります。)
7	補助対象	人感センサーライトについては、補助の対象となるのでしょうか。	人感センサーライトについても、補助対象となります。
8	補助対象	施設の改修工事を伴う目隠し設置も補助対象となりますでしょうか。	設備等を導入することにより、工事費が発生する場合は、当該費用も補助対象に含めて構いません。
9	補助対象	目隠しについては既存物品を活用し、取付のための工事費用のみが発生する場合、工事費を補助対象経費として申請することは可能でしょうか。	工事費が補助対象経費として認められるのは、新たに設備等を導入する場合に限られるため、対象外となります。
10	補助対象	設備を購入ではなく、リースにより導入する場合、リース費用は補助対象になりますでしょうか	リース費用は対象外となります。
11	補助対象	パーテーション以外の名目の物品をパーテーションとして使用する目的で購入する場合、補助対象となりますでしょうか。	補助事業の使用目的は、「子供の性被害防止対策に資する」ことが前提となりますので、他の目的を兼ねてその物品を購入する場合は対象外となります。ただし、設置場所のスペースや安全上の理由により、パーテーション以外の名目の物品をパーテーションとして使用せざるを得ない場合には、補助対象とすることが可能な場合がありますので、事前に県にご相談ください。
12	補助対象	性教育に関する講演会・研修実施に係る経費(講演料等)は対象になりますか。	本補助金は設備・備品に係る補助のため、講演料等は対象外となります。